

平成18年5月22日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 上田雄一
3番 山口裕子
5番 大河内 智
7番 古川盛義
9番 山口良広
11番 山崎鉄好
13番 前田法弘
15番 石橋敏伸
17番 小池一哉
19番 山口昌宏
21番 吉原武藤
23番 江原一雄
27番 高木佐一郎
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩
2番 浦 泰孝
4番 松尾陽輔
6番 宮本栄八子
8番 上野淑子
10番 吉川里己
12番 末藤正幸
14番 小柳義和
16番 樋渡博徳
18番 大渡幸雄
20番 松尾初秋
22番 平野邦夫
26番 川原千秋
28番 富永起雄
30番 谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長 緒方正義
次長兼総務係長 黒川和広
議事係長 松尾和久
議事係員 森 正文

4 . 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
教	育	長	庭	木	信	昌
総	務	長	大	庭	健	三
企	画	長	前	田	敏	美
市	民	環	藤	崎	勝	行
福	祉	保	中	原	正	敏
経	済	部	松	尾	茂	樹
建	設	部	大	石	隆	淳
山	内	支	田	代	裕	志
北	方	支	末	次	隆	裕
教	育	部	古	賀	堯	示
水	道	部	伊	藤	元	康
市	民	病	木	寺	甚	藏
総	務	課	古	賀	雅	章
財	政	課	森		基	治

議 事 日 程 第 1 号

5月22日(月)10時開議

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | | 会期の決定 |
| 日程第2 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第3 | | 市長の提案事項に関する説明 |
| 日程第4 | 第41号議案 | 武雄市に収入役を置かない条例(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決) |
| 日程第5 | 第42号議案 | 武雄市助役定数条例(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決) |
| 日程第6 | 第43号議案 | 平成18年度武雄市一般会計暫定補正予算(第1回)(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決) |

議 事 日 程 第 2 号

5月22日(月)

- | | | |
|------|--------|---------------------------------|
| 日程第7 | 第44号議案 | 助役の選任について(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決) |
| 日程第8 | 第45号議案 | 助役の選任について(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決) |

開 会 10時30分

議長(杉原豊喜君)

皆さんおはようございます。ただいまから平成18年5月武雄市議会臨時会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

市長から提出されました第41号議案から第43号議案まで3件の議案を一括上程いたします。

日程第1.会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問しておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。27番高木議員

議会運営委員長(高木佐一郎君)〔登壇〕

皆さんおはようございます。平成18年5月武雄市議会臨時会の招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、5月17日及び本日、議会運営委員会を開き、協議をいたしました。その結果について御報告申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第1．会期及び会期日程について、第2．付議事件の委員会付託の要否について、以上2項目でございます。

本臨時会において審議されます案件は、ただいま議長から上程になりました条例議案2件、補正予算議案1件の3件でございます。なお、人事案件2件が追加を予定されております。

議案の審議については、全議案、委員会付託を省略し、即決して差し支えない旨、意見の一致を見ました。

以上のことから考えまして、会期は本日22日の1日間が適当である旨、決定をいたしました。

以上で議長の諮問事項に対する答申を終わります。

議長（杉原豊喜君）

お諮りいたします。

〔29番「議長、議事進行について」〕

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

ただいま議運委員長の方から詳しく説明ということをお願いしたんですけども、全くわからないまま終わったわけでございます。30分もおくれましたので、その理由について議運委員長にお伺いしたいし、議会の諮り方について議長にお伺いしたいと思います。30分の理由をお願いします。

議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

議会運営委員長（高木佐一郎君）〔登壇〕

ただいま29番議員より議運委員長に対しまして、30分開会がおくれたことについての説明をいただきたいということでありましたので、議長の方から発言の許可をいただきたいと思っております。

ただいま30分開会がおくれましたというのは、実はただいま上程をされました条例議案2件、補正予算議案1件に関連するものであります。条例議案2件のうちの1件、特に第42号議案 武雄市助役定数条例、これが予定をされておりますのは、定数1を定数2にするという、そういう提案でございます。これに関連しまして、後でまた人事案件等が当然これに付随して出てまいるわけでありまして、この取り扱いについて協議をしたところでございます。

議員の方からこの取り扱いについて、この第42号議案の条例の結果を見て、新たに人事案件を提出すべきではないかということで意見が出されたところでございまして、この分の調整をいたしておりまして、おくれたということでございます。

なお、当初予定をいたしておりましたけれども、その上程の方法については問題ないと。（「問題ある」と呼ぶ者あり）ただ、人事案件でございますので、この分については大変重

要な案件でございますので、慎重を期してこのような形でしたと、その調整を図ったというのがその内容でございます。

〔29番「議長、いいですか。議長はその点ないですか」〕

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員より議長の答弁をとということでございますけれども、この件につきましては、先ほど議会運営委員長がお答えになられたとおりでございます。

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

今議長にお伺いしたのは、議会の権威にかかわるからです。ただいま議運の委員長は何ら問題はないとされましたけれども、第42号議案については今から質疑がされるわけでございます。質疑の中で、あるいはまた意見が出るかもわかりませんが、よりよい武雄市をつくるために、あるいはまた樋渡市長がよりよい市政をされるように質疑もしますし、意見も言いますし、討論もするわけです。その前に既に人事が出るということ、そしてまた、議長のところにはこれは何ですか、武雄市告示第169号、付議事件として助役選任について2名というふうに書いてあるんですね、2名 でしょう。今から論議するんじゃないですか。今から第42号議案について審議していくわけですよ。そういう中で既にもう2名決まっているよと。つまり、飛行場をつくって飛行機を買いたいというときに、飛行機はもう買っているんだよと。そんな権威がない議会なんですか、武雄市議会というのは。問題じゃないですか。

私はいろいろ考えて質疑もします。いろんなうわさも聞きますからただしますよ。そして、よりよい樋渡市政をつくっていかにかいかん。だから、その質疑をする前に名前がもし出てきた場合、どうなりますか。質疑されますか。だから、これが来たときに、この2名と来たとき、これは待てとどうして議長は言えないんですか。問題ないということはないでしょう。議会の権威にかかわること。議会と執行部は両輪のごとくじゃないですか。もうすべて決まっているんだよと。決まってこれを出すんだよというのは問題があるんじゃないですか。我々質疑したり、意見を言ったり言えないじゃないですか、第42号議案に。

例えば、第42号議案の中で我々議会がですね、いいですか、やはり今の男女参画時代には女性の副市長をつくったらどうかと、そうして2人制にしたらどうかと出るかもわからん。そういう結果になるかもわからないし、議会は生き物ですので、そういうものを受け取って、議会がそういう決め方をした場合、もしそういう意見が出た場合、名前が2人出てきたらどうなりますか。

もっと平たく言いますと、サバかタイか買うて、どっちを刺身にしましょうかと話したときに、既にタイの刺身をしてあるというのと一緒でしょう。議会の権威にかかわることですよ。議長、それは何もないとおかしいじゃないですか。議運の委員長も、こういうことに対

してはやはり両輪のごとくですから、先に決まっておくんだったら、何らきょうの質疑をする必要ないじゃないですか。多数決だけでいけばいいじゃないですか。そんなものじゃないでしょう。議会というのは、やはり執行部と両輪のごとく、切磋琢磨しながら、これから始まる新しい武雄市をつくる、そういうことで私も北方から一生懸命出てきたんですよ。これが武雄市の運営なんですか。議運委員長、問題ないんですか、本当に。もう少し真剣に、最初ですから、最初の議会ですよ。もう少し議会の権威を保つようにね。少なくともきょう出せないですよ、案件を。つくっていたになります。さっきの飛行場じゃないですよ。さっきの魚の問題じゃないですよ。そういうのを通して行って、武雄市の市議会の権威はどこにあるんですか。答弁願います。

〔27番「議事進行」〕（「答弁を求められているんだから」「自分が進行でおかしいじゃないですか」「答弁優先よ」と呼ぶ者あり）

議長（杉原豊喜君）

ただいま29番黒岩議員から御質問がございました。この件に関しましては、議会運営委員会等を開く中でいろいろ協議もしていただいたところでございます。しかしながら、最終的にいろんな指摘もございまして、こちらに不備があるんじゃないかということで、議案の提案の方はまず取り下げていただいたという経緯でございます。こちら付近についてはおわびを申し上げたいと……（「さっきの委員長は問題ないと言ったんだから、おかしいですよ、議長のやり方は」と呼ぶ者あり）

暫時休憩をいたします。

休 憩 10時40分

再 開 10時42分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

27番高木議員

議会運営委員長（高木佐一郎君）〔登壇〕

ただいま29番黒岩議員の方から再度、私高木佐一郎の方に質問がございましたので、私の方での答弁、お答えをいたしたいと思います。

人事案件でありますので、黒岩議員のおっしゃっていることは、条例改正案を可決した上で条例案件を出すべきではないかと。特に人事の問題でありますので、市民も注目をされていると。いろんな市民の要望もあっていると。例えば、女性の助役をとという声もあるんじゃないかという、そういうことありますので、もう既に名前を出されているとなると、自分としてはそこに同意、不同意の判断に大変大きな制約を受けると。それでは、議会の運営としては大変問題ではないかという指摘だったというふうに思っております。

私もこの点については、人事の問題でありますので、慎重にやっぱり取り計らいをしなき

やいかんというふうに思います。ですから、黒岩議員のおっしゃった指摘については、大変うなずける点を持っておるところでございます。

今後、議運委員長としても、こういう問題についてはより慎重に取り扱いを進めなきやいかんというふうに大変自戒をしているところでございます。

ただ1点だけ、この人事案件が追加で提出されるということで告示をされております。そういう面も考えますと、第42号議案については定数の改正という非常に重要な問題でありますので、当然その定数を改正した根拠の中には、どういう助役人事があるのかというのは付随したものとして当然出てくるものであるというふうに思うわけでございます。ですから、私も議会人として考えますときには、改正をする議案に対しては、それに付随した議案を同時に出して市民の前に明らかにするというのも一つの筋ではないかというふうに思っております。

ただ、今おっしゃったように、この問題に関しては非常に重要かつ微妙な問題も含んでおりますので、御指摘のとおり、今回の人事案件については後ほど議運を開いて追加議案として提出をします。41、42、43号の審議、採決が済んだ後に追加議案をするということで、議運委員会でお諮りしたところでございます。

一応質問者のことについては全部答えたいつもりでございますが、なお不明な点がありましたら、再度御質問をいただきたいと思っております。

〔29番「議運委員長の言い方はわかってですね。だから、議長はどがんするかで。されんでしょうて、こういうことは。受けたらいかんよ。権威の問題だよ」〕

議長（杉原豊喜君）

内容については議運の委員長が答弁したとおりでございますけれども、同一の考えでございます。そういったことを踏まえながら、一応追加としてお願いするというところで、議案の方を下げさせていただいたという結果でございます。

〔29番「指摘がされんでしょう」〕

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

1点だけお尋ねします。高木議運委員長並びに議長にお尋ねします。

5月15日付の市長の告示を、この臨時会の招集を5月15日付でいただきまして、付議事件が3件でございます。先ほどの質疑の中で問題になっています5月19日付の告示が私の手元にはありません。5月19日といえば金曜日です。私は18日、地域活性化特別委員会に参加していましたが、19日は登庁していませんし、土曜、日曜が挟まってきょうになっているわけです。執行部側が19日に告示をしたと言われますが、この資料について、全議員への告知、写しが無いのに議運で提案されて進めるというのは、それは議長の運営上、また議運の委員長の運営上、それはやっぱり手順を踏んでいないんじゃないかと言いたいわけですよ。その

ことについての釈明を求めたいし、先ほど高木委員長はそうしたことにに関して問題はないと明らかに明確に答弁されておりますので、そのことについてそれでいいのかということをも2点、委員長と議長に対して、その答弁について正しく明らかにしてほしいということをも求めて質問です。

議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

議会運営委員長（高木佐一郎君）〔登壇〕

重ねての御指摘に対して、議運委員長として心からお礼を申し上げたいと思います。

ただいま23番江原議員の方から議運委員長に対して質問されましたので、御答弁をしたいと思います。

実は告示につきましては、武雄市告示第169号の写しとして、議会運営委員会の開会のときにしてありますが、これはただいま報告をいたしましたとおり、これについては、平成18年5月22日招集の武雄市議会臨時会に付議する事件を次のとおり追加いたしますということで、平成18年5月19日、武雄市長樋渡啓祐ということで、告示の写しを議運委員会の方に提出させていただいております。ですから、議運委員会に出席をされた方については、それについては御了承いただいているというふうに思っております。

それから、問題がないという発言ですが、これは議運の議題の議案の取り扱い上は、例えば、第42号議案 武雄市助役定数条例の改正がここに出されております。それに付随する議案を同時に出すということについては、中身は別にして、出すということについては問題はないということにしてありますが、先ほど申しましたように予定されているものが人事案件でありますので、取り扱いについては極めて慎重にするということで、先ほど御報告させていただいたとおりでございます。

済みません。それから、こういうやり方で、告示そのものを議員全員に知らせんてこういうことをしていいのかということもでございますが、この告示については市長が告示をするわけでございますので、この点については、どういう周知方法にするかということは今後また考えなければいかんというふうに思っております。ただ、それは議会サイドとして市長の方に要望をすると、議運の中で議論をして、皆さんが必ずわかるようにするという点については、やはり議運の中で協議するという事は差し支えないことじゃないかというふうに思っています。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員の質問ですけれども、今議運の委員長が申されたのとほとんど変わらないわけですけれども、17日の議会運営委員会の中でも追加議案はあるということで、議運の皆さんにはお話があったところでございます。

そういったことで、一連の関連ですけれども、19日告示の分も下げさせていただいたとい

うことで、現在対応をしているところでございます。その辺、御理解をいただきたいと思っております。

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

私は、先ほど黒岩議員も申されましたけれども、議会のあり方が問われていると。議長と議運委員長のですね。執行部の問題について言っているわけじゃありません。議会の側としての対応の仕方が問題だと。それを高木委員長は問題ないというふうに言われておるわけで、私はそれはおかしいということを議長にも申し入れたいわけです。

市政の最大の運営は人事だと思いますよ。条例とか専決、いろいろありますけど、最大の重要案件は人事です。人事のほかに最重要課題はないですよ。そのぐらい人事というのは大きいと思いますよ。ですから、先ほど言いました5月19日の金曜日に告示されている告示について、手続上何も問題ないと言われておりますけれど、議会の対応として、それはやっぱり最初に5月15日付で告示されているものを審議した後出てくるわけで、追加議案として。それが議運の委員会の中で再度、終了した後、議論されるわけであって、それをきょうの開会の前にやること自体がおかしいということ、既決ですから。そのことを言っていることがお二人とも理解されていないんじゃないかなと私疑いたくなるんですけど、おわかりいただけますか。答弁を求めたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

議会運営委員長（高木佐一郎君）〔登壇〕

それでは、江原議員の質問に対してお答えをしたいと思います。

まず、この議案の取り扱いについてということでございますね。あなたの御指摘のあっているのはですね。

〔23番「議案じゃない、運営上の問題」〕

運営上の問題ということですね、はい。手続上の問題ということでもあります。

本来、議会運営委員会は議事の整理をするというのが最大の仕事であります。ですから、どういう問題をどのような形で議会に提出するのかということを審議するのが議会運営委員会の仕事でありまして、その内容については審議をしないというのが議運のことですよ。事前に議運の中で人事案件その他が出されて、その内容について審議をするということは許されておられません。（発言する者あり）それはわかる。ですから、この分については、私の判断としましては、当然第42号議案の助役定数条例の改正が提出をされるとなれば、今回1が2になるという提出、これについては、議案については。ですから、その分については、追加議案が出るというのは当然だろうというふうに思うわけです。

ですから、一番冒頭に申しましたとおり、この問題については大変重要な問題であります

ので、本会議場のこの場で一括上程をしなくて、3件の条例案の審議、可決をされた後に再度議会運営委員会を開いて、この追加分については協議をするということで、実は議会運営委員会でも先ほど確認をされたところでございます。

ですから、そういう面では多少物事が後先になりました。それは先ほど黒岩議員の質問に対して私の方が、表現としては今後こういう問題が起きないようにさらに気を引き締めてやっていくということでお話をしましたとおりです。ですから、江原議員がおっしゃいますのは、今追加は既に3件であるということがあるわけでありまして。ただ、これまでの流れの中で御指摘のあった点については、私も十分今後心に入れて対応してまいりたいというふうに思っておるところでございます。その点は私の立場といたしますか、議運委員長としての今後の御指導をよろしくお願いしたいと思います。

〔30番「議長、ちょっと大事なことですから、議事進行のことで、よろしいですか」〕

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

議会の進め方について論議があっておりまして、ちょっと気になる点がありますので、本来は休憩してもらって十分話したいわけでございますけれども、あえて記録をとってもらっておるときに申し上げますけれども、今の議運の委員長は追加する議案については後でいわゆる、あらかじめ最初提出された議案の審議が終わった後で再提出をということで、要するに一つの流れとしてそれを進めていきたいということで議運でも論議をされている、そこはよくわかるわけですけど、先ほど議長が19日に提出されたことについても取り下げをさせたということを公式に、記録に発言をされたわけですよ。そうすると、いわゆる審議する議案を告示しないで、そして、議案に、いわゆる19日でもとりあえずはちょっと問題があるんですけども、19日出したのを取り下げるとなると、今度は人事に関する議案はきょう提案されんようになるわけです、法律上はですね。ですから、その点をちょっと明確にされた方がいいんじゃないかと。そうしないと、せっかく例えば、第5号、6号というのが仮に可決をされたとしても、今度は追加した人事案件が提出されんようになるわけです。今までの法律上の問題。ですから、法的にはどうなのかということですね。実際は19日は告示を議長が受け取って、そして各議員に通知を仮にしなくても、市長が下の掲示板に追加議案はこれですとすれば法律的には問題ないような気もするんですけども、ただ、それと実際の議会運営とは別の問題で生き物ですから、そこら辺については議長が配慮されると思うんですけども、今の議長の取り消した発言が全部発言取り消しとなると、私が意地悪ければ黙っておくんですよ。そして、審議をされんじゃないですかと言いますけど、そういうわけいかんでしょうから、そこらについてはきちんと明確にして、ちょっと休憩して、その発言の

記録を確認した上で再開して答弁してほしいと思います。

議長（杉原豊喜君）

ちょっと今の件について答弁をさせていただきます。

先ほど取り下げたと申しましたが、回収させていただいたと御理解をいただきたいと思
います。取り下げではなくして、配付しているのを回収させていただいたと。私が取り下げ
とかなんとか、私の権限ではできないと思います。ただ、回収をさせていただいたというこ
とで御理解をいただきたいと思います。

お諮りします。会期決定につきましては、ただいま議会運営委員長の答申のとおり、本日
22日の1日間と決定をいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日22日の1日間と決定いたしました。

日程第2．会議録署名議員の指名を行います。

武雄市議会会議規則第81条の規定に基づき、会議録署名議員に2番浦議員、5番大河内議
員、8番上野議員、以上3名を指名いたします。

日程第3．市長の提案事項に関する説明を求めます。樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

本臨時会に上程した議案につきまして、提案理由を説明いたします。

私は、このたびの市長選挙に当たり、市民の皆様に対する具体的な約束、いわゆる「具約
42」をお示したところでございます。この中で、広域化した新・武雄市への目配りを行う
とともに、庁内分権の徹底を図るために、収入役を廃止の上、2人副市長制を提言いたした
ところでございます。

収入役につきましては、先般の地方自治法の一部改正により、人口10万人未満の市におい
ても、条例で収入役を置かないことができる旨が規定されており、収入役を置かない自治体
は増加傾向にあります。また、助役につきましては、複数助役制の導入、あるいは呼称とし
て「副市長」を使用する自治体が既に出てきております。

このような中、国の第28次地方制度調査会におきましては、地方の自主性・自律性の拡大
等に関する答申において、長を支えるトップマネジメント体制の見直しについて言及をされ
ております。

この中で、特別職の収入役につきましては、その制度を廃止し、新たに一般職としての補
助機関を置くこととされております。助役についても制度を廃止の上、長の権限を委任し、
みずからの権限と責任において事務処理を行うことができる副市長の制度を導入することと
されております。

この答申を受け、政府は、答申に沿った地方自治法の一部改正案を、施行期日を平成19年
4月1日として、国会に提案されたところでございます。

私が、「具約42」において提言をいたしました「収入役の廃止、2人副市長制」は、法改正を待たずして、その施行を待たずして、これを実質的に導入し、市長を支えるトップマネジメント体制を構築しようとするものであります。

それでは、第41号議案 武雄市に収入役を置かない条例につきまして説明を申し上げます。

本条例は、地方自治法第168条第2項ただし書きの規定に基づき、本市に収入役を置かないこととするものであります。収入役の事務は、助役が兼掌することとしております。また、本条例の制定に伴い、関連する五つの条例の一部改正を附則で定めております。

次に、第42号議案 武雄市助役定数条例について御説明申し上げます。

この条例は、さきに述べました理由により、本市に2人の副市長を置くために制定しようとするものであります。しかしながら、現時点において、地方自治法に定められた職名が「助役」であることから、条例上の職名を「助役」とし、別途、武雄市助役の呼称に関する規則を制定し、助役の呼称を「副市長」と定めるものでございます。

2人の助役、いわゆる副市長の分掌事務につきましては、1人を

- ・企業誘致に関する事務
- ・市政の情報発信に関する事務
- ・その他市長が指示する重要政策に関する事務

として、対外的な業務に特化させ、もう1人を、それ以外の事務とすることにより、これを統括する私市長と三位一体の市政運営を行い、結果として最高幹部の一体感、業務のスピードアップを図ろうとするものであります。

なお、副市長に対する市長の権限の委任は、改正地方自治法の施行を待って行うこととし、これまでの間は、財務規則の専決に関する規定の改正等により、実質的な権限の委譲を行うことといたしたいと考えております。

次に、第43号議案 平成18年度武雄市一般会計暫定補正予算（第1回）について御説明いたします。

今回の補正予算では、去る4月10日の大雨による土木及び農業用施設の被災に伴う災害復旧に要する経費と、本年度事業として予定している北方中学校屋内運動場大規模改造工事の工期を夏季休業期間を中心とするため、今回、実施設計委託料を計上するものであります。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

日程第4．第41号議案 武雄市に収入役を置かない条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第41号議案 武雄市に収入役を置かない条例の補足説明を申し上げます。

本条例は、市長の提案理由の説明のとおり、地方自治法の一部改正により、町村に加えて

人口10万人未満の市においても条例で収入役を置かないことができることとなりましたので、この改正規定に基づき、収入役を置かない条例を制定しようとするものです。

収入役という職は会計事務をつかさどる特別職であり、この職を置く趣旨は、収入及び支出に関して命令機関と執行機関を分離して事務処理の公正を確保することにあります。電算化の進展等の状況から、その役割は大きく変容している状況にあり、収入役を廃止して、その事務を助役が兼掌することとするものでございます。

次に、附則では、第1条で施行期日を平成18年5月23日と定め、附則第2条から第6条までについては、本条例の制定に伴い、関係する条例の整備を行うものです。

附則第2条は、武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する規定で、別表第1中、収入役の給料月額を削除し、助役の給料月額を武雄市特別職報酬等審議会の中間答申に基づき、706千円から665千円に改定するものです。

附則第3条の武雄市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正、附則第4条の武雄市特別職報酬等審議会条例の一部改正及び附則第5条の武雄市職員等の旅費に関する条例の一部改正については、収入役に関する規定を削るものです。

附則第6条の武雄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、病院事業の会計事務にかかわる「収入役」の権限を「収入役の事務を兼掌する助役」に改めるものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第41号議案に対する質疑を開始いたします。5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

第41号議案に対する提案を今されましたけれども、中身について質問いたします。

まず、第41号の提案の中で附則の第2条、いわゆる特別職の職員の給与等の改正が提案されました。助役706千円、収入役625千円を助役665千円に改正ということでございました。これは先ほど武雄市特別職報酬等審議会で答申があったということですが、この条例では、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くというのが条例化されています。そういう意味では、この項につきまして減額された事項について、なぜ減額されたのか。例えば42号関連なのか、どういうふうな意見が聞かれたのか、この点について質問いたします。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

議員報酬及び常勤特別職の給料の額につきましては、全体としてどうあるべきか、調整の

必要がございます。現在、特別職報酬等審議会に諮問しているところでございます、今回は副市長制の導入に伴い、副市長の給料について同審議会に中間答申をお願いしたところでございます。したがって、副市長の給料を含めた全体の報酬、給料につきましては、審議会の最終答申を踏まえて議会に提案する予定でございます。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

今答弁がありましたけれども、最終答申を経てということですが、今回、先ほど申しました第42号議案とも関連するかもしれませんが、減額なんですよね。助役の給料が減額なんです。減額がその42号関連で出されたのか、それとも純粹に、今日の国、地方の行財政が大変厳しい中で助役の給料を減額しようという趣旨の答申がされたのか、そこら付近があいまいでしたので、あえて聞いたんです。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

今回、収入役を廃止し、副市長を2人制にするというようなことの中で御審議を賜りまして、いろんな議論がございました。そういう中で、現の予算の範囲内で今回の中間答申を行うというようなことで答申をいただいたところでございます。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

収入役を廃止して助役を置くという部分でのその範囲内で中間答申があったと、ですね。そしたら、今回この条例改正をされましたけれども、最終答申ではまだ動く要素があるというふうに理解されてもやむを得ませんけれども、今回、さっき言いましたように助役の給料を減額するということは、私から見ればいいことですよ、素晴らしいと。減額やから、特別職の場合。そういう中で、地方の財政健全化をやりたいという部分で助役を複数とか1名とかじゃなくて、助役の給料を下げますという答申だったら、また話わかるんですよ。問題は42号とのかかわりで2名体制の中でされているのか。ただ単に助役は1名であれ、2名であれ、これは66万云々という額に答申がされたのか、そこら付近を聞いているんです。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

お答えいたします。

今回の副市長の給与につきましては、先ほど申し上げたとおり、「具約42」の中で2人副市長制ということをお私は掲げております。その観点から、当然のことながら、審議会においてはそれを念頭に置いて、2人副市長制のもとで今の武雄市の財政等々を考えた上で早急に中間答申をいただいたところであります。

したがいまして、審議会においては、私も諮問をしておりますけれども、最終的な市長、副市長の給与につきましては、今、報酬等審議会にかけておりますので、最終的にはまたいただく予定としております。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

4番松尾議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

新旧対照条文の1ページを見ていただきたいと思います。その中で先ほど質問もございましたけれども、収入役廃止で助役2名ということで、給与を見ますと、案分の665千円で今回提出されているようです。それに伴って退職金にちょっと目を移らせていただくと、現行の退職金でいけば、それ以上に今回、見かけは助役の給与が減ってはおりますけれども、退職金の支給ベースでいきますと、ちょっと私が試算したところでは2,380千円ほど退職金が増額になっているようでございます。そういった中で、緊縮財政の中、また、市長あたりも退職金返上というふうな自治体も出ている中で、この2,386千円をどこから捻出される計画なのか、お尋ねをさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

行政改革というものでございますけれども、これは財政上の削減を図るということだけではございまして、財政上の削減を図りながら財政改革を進めていくというのは当然必要というふうに認識をしております。

しかし、新市の財政基盤を確立するということもさらに重要なことだというふうに考えておきまして、そのために今回、市長の方が提言をされておりましたように、企業誘致を進め、武雄の情報発信もさらに進めて、職場をふやし、定住交流人口をふやし、元気な新武雄市づくりのためにこの改革を行うものでございまして、今回、議員指摘のように退職金については約2,400千円程度増額するわけでございますけれども、こういった観点で今回この取り組

みをさせていただいているところでございます。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私の方からも答弁させていただきます。

給与につきましては、給与に見合う仕事をしていただくことが大切だというふうに思っております。その上で、私にとりましては、この給与に見合う仕事を私を含めてやるということが先決肝要だと思っております。

財政につきましては、副市長、あるいは市長の給与につきましても、職員の全体のパイの中で決める話であります。この全体のパイの中で考える話と、もう一つは私が先ほど申したとおり、三役につきましては報酬等審議会にかけておりますので、その結論もまたまちたいと、真摯に耳を傾けたいというふうに思っております。

さらには、先ほど私は2年間と私の想定を申し上げてまいりましたので、これも含めて報酬等審議会にまた考えていただきたいと、かように考えております。

以上でございます。

〔市長「ちょっと訂正です」〕

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

ちょっと勇み足をしてまいりました。2年間につきましては、今私が考えているところでございまして、また可決された後、私の方から御説明させていただきたいと思っております。陳謝いたします。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

第41号議案につきまして、この助役、収入役の給与につきまして報酬等審議会に諮問をして、その答申を受けて提案をされていると。中身は助役と収入役のこれまでの給与を足して2で割って提案したと。先ほども質問ありましたが、退職手当につきましては、助役と収入役、もちろんこれは収入役の廃止ですけども、助役のこれまでの現行も100分の28、改正案も100分の28であります。ちょっと受け取り方として、給与につきましては2で割ると。退職手当につきましては、収入役を廃止して助役制2人ということで、同じように現行どおり100分の28ということで引き上げられているわけですが、先ほどの議論もですが、給与がそういう形で2で割られておるのに退職手当を助役でそのままにというのは、いわゆる新市

長が掲げられている新しい体制がある意味では報酬減額という形で、市民の受け取り方としては経費節減という側面があるかなと受け取られるわけですけれども、退職手当については助役のこれまでどおりということで、仕事は助役が2人だからということではありますが、逆に言いますと、そういう制度改正のもとで給与もあわせてこの退職制度、退職金手当につきましても2で割って提案するのが非常に合理的ではないかと私は受け取るわけではありますが、それについての認識をお尋ねしておきたいと思います。

それともう1点、宮城県の県知事は退職金を廃止されました。数日前にもある新聞には九州各県の県知事の退職金制度につきましても報道がされておりました。私はさきの選挙戦の中でも、市民の思いは、この特別職の退職手当について非常に鋭い監視の目があるのではないかと考えております。この件について市長としての認識は、その給与に合う形で仕事をしてもらうと言われますが、仕事の問題は中身が問われるわけですから、本当に市民のために仕事ができるかどうかであります。

ですから、給与の問題というのは、それはあくまでも付随する問題ですから、そこには政治姿勢がもろに示されるのではないかと思いますので、市長のこれに対する認識はどのような受け取っておられるか、お尋ねしておきたいと思います。2点です。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

まず、私の方からは報酬等審議会の経緯等についてお答えさせていただきたいと思います。

これにつきましては、先ほども答弁させていただきましたように、予算では助役、収入役の予算を計上しておりました。そういったことも報酬等審議会に申し上げまして、その中で議論をしていただいた結果、結果としては半分というような形になっておりますけれども、そういった議論の中で中間答申としてこの金額をいただいたということでございます。

それから、退職金につきましては、先ほど松尾議員の質問に答えましたけれども、確かに今のままでいけば2,400千円程度増額することになります。しかし、これにつきましても、先ほど市長が申し上げましたように、報酬等審議会の方でこれも含めて今後議論をいただいて、最終答申をいただくということになるかと思っております。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私の方からもお答えいたします。

退職金等の問題につきましては、先ほど御答弁したとおり、まず報酬等審議会の議論をまちたいというふうに思っております。いろんなパターンがあって私はいいいと思います。その上で報酬等審議会にかけて、それを真摯に私も聞いていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

お諮りします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第41号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第41号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。

第41号議案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5．第42号議案 武雄市助役定数条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第42号議案 武雄市助役定数条例の補足説明を申し上げます。

この条例は、地方自治法第161条第3項の規定により、助役の定数を2人に増加するため制定しようとするものであり、施行期日は平成18年5月23日としております。

助役の定数を2人とする理由でございますが、地方分権改革によって市町村の行政分野が拡大し、市町村がみずから判断し得る分野もまた広がっており、自主性、自律性を拡大し、マネジメント機能を強化するためでございます。

また、さきに市長が説明いたしましたとおり、助役の呼称を副市長とすることによって、副市長という職責と権限を明確にした職名の定着を図るとともに、一方の副市長を企業誘致などの対外的な業務に特化させ、もう一方の副市長の所管業務をそれ以外の業務とすることによって、これを統括する市長との三位一体による効率的な市政運営を行おうとするものでございます。

以上、簡単でございますけれども、補足説明といたします。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第42号議案に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

私は新しい樋渡市長がすばらしいものになるように切磋琢磨しながら頑張りたいと質疑を用意してきましたけれども、しかし、気の抜けたビールのような感じがするわけでござい

すけれども、質疑を続けたいと思います。

第42号議案 武雄市助役定数条例についてでございますけれども、私は4点について質疑をいたします。

まず、武雄市の歴史をひもといってみますと、2人助役制度は初めてではなく、過去、武雄町において、名前を上げて恐縮でございますけれども、外尾助役、古川助役の2人助役制度が導入された時期がありますが、このことについては御存じだったのでしょうか。

しかし、この2人助役制度には弊害があり、職員間では両派に分かれて町の発展を大きく阻害した先例があります。政争のまち武雄の歴史をどのように理解されているのか、お伺いいたします。（発言する者あり）

議長（杉原豊喜君）

静かにしてください。

29番（黒岩幸生君）続

2点目は、財政的見地からの質問です。

過去、1市2町の合併協議会の席上で論議してきたものの中に、首長、助役、収入役、教育長など、いわゆる四役について一度に削減すれば支所の機能が失われるおそれがあり、均衡ある発展が望めないのではないか。均衡ある発展を期するために各支所に助役クラスの参与を設けてはどうかと主張しました。しかし、多くの合併協議会委員から、合併メリットは人件費削減であり、認められないとの意見が大勢を占め、設置しないことになりました。理由は人件費削減以外の何物でもなかったのでございます。

このような経緯の中で、今回の2人助役制度の導入は人件費増を容認するもので、合併の趣旨にはほど遠く、今までの合併協議会委員の意見に対し、また、市民に対しどのように理解を求めようとされるのか、お伺いいたします。

三つ目の質問は、選挙の結果についてです。

市長は高槻市役所勤務の実績に加え、若さと行動力、それに市長自身、率先垂範すると訴えられてこられました。このことによって多くの市民の皆さんからの支持を得られ、当選されたことと思います。ここに来て、助役を対外交渉に当たらせるとすれば市民の皆さんとの距離が離れ、さらには樋渡市長のカラーは薄れ、あなたの真意を疑わざるを得ないわけです。それを払拭される手だてがあれば教えていただきたいと思います。また、人口5万人くらいの武雄市で2人の助役が必要なのか、今後の検討課題としてこのところは先送りすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

最後の質問ですが、市長のブログを見ますと、若干気になる点がございましてお伺いいたしますが、今回の助役人事に当たり、本人からの誓約書、もしくは契約書を取り、宣誓させるなどとされておりますが、これまたいかがなものかと思えます。

市長、あなたを補佐する助役の人格にかかわる問題であり、理解に苦しむところでござい

ます。うがった見方をすれば、誓約書をもらわなければ推薦できない人事ということは、市長みずからの人事ではなく、外部からの推薦人事なのか、明確にお答えください。

また、先ほど収入役制度を廃止しましたが、収入役のポストづくりをしているという市民の声もございますが、真意のほどをお聞かせください。

以上、4点についてお伺いします。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

私の方からは、黒岩議員御質問されました2点目の合併協議会の経過等のことについて御答弁させていただきたいというふうに思います。

私も合併協議会の議事録をひもといてみたわけでございますけれども、平成17年7月15日に開催されております第7回合併協議会において、新市の事務組織及び機構について協議がされております。その中で、委員の方から支所長を特別職にという意見が出され、議論の末、その意見を議事録にとどめた上で支所長は一般職とする結論が得られているところでございます。

この論点は、支所長を特別職とするか一般職とするかでございますけれども、法の規定によりまして、特別職を充てることができないということについて委員の理解が得られまして、他の方法として、一つは合併特例区の区長が支所長を兼務できること、二つ目が地域自治区の設置によりまして当該自治区に特別職の区長を置くことができる、三つ目に助役を3人制として実質的に支所のトップを特別職とすること、以上のような選択肢を事務局から説明した上で、協議会は先ほど議員おっしゃいましたように採択せず、さきの結論となったということでございます。

収入役の廃止の上、副市長を2人置くということは、合併協議の結果に反するものではございませんで、合併して広域化した新武雄市への目配り、庁内分権の徹底を図るために、市長を支えるトップマネジメント体制を早急に確立するというようなことから、政策として考えたところでございます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私の方から答弁をいたします。

以前、2人助役は知っていたかという御質問につきましては、昭和29年以前、2人助役ということは知っておりました。その上で、2派に分けると派閥構想があるのではないかと、心配御無用でございます。と申しますのも、これを例えば、新武雄市を二つに分けるのであればその心配はあろうかと思えます。しかし、これを業務の異質性で切り分けておりますの

で、もう一度申し上げますけれども、その心配はないと思っております。

続きまして、対外的に副市長ができた私のカラーが薄れるんじゃないかという御質問がございましたけれども、あくまでも副市長は市長の権限を淵源として、その一部分を副市長が分担管理するものであります。したがって、私も提案理由で申し上げたとおり、三位一体、そして率先垂範する姿勢は堅持していきたいと思っておりますので、御指摘は当たらないかと思っております。

5番目の人口5万人強の武雄市で2人副市長制が必要かという御質問がございましたけれども、今般、私も選挙を経験してみて、武雄市が非常に広がっております。行政課題も山積をしております。したがって、私と三位一体の2人副市長制は当分の間、必要だと考えております。これと報酬の件はちょっと次元が異なるかというふうに思っております。

私のブログでございます。ごらんいただきありがとうございます。本人の契約書、誓約書については、私の人格に同意をせしめるものではなくて、私が具約で出したものについて契約、誓約とすることですので、これについては私としては三位一体の観点から図る上で当然のことだと思いますし、私も改めてその誓約に心新たに三位一体のサインをしていきたいと考えております。

そして、収入役にかわるポストづくりではないかという御質問でございます。先ほど答弁をしたとおり、副市長を実質的にせしめるためでございますので、ポストづくりとは考えておりません。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

答弁について若干言いたいと いや、議事進行の方でちょっと言いたいと思います。

まず、財政問題を論議したときに、私は市長の話を書き取ったんですけど、部長がとうとう申されましたけれども、支所長は職員でなければいけない、それはだれでもわかっていることです。私は形を言ったんですね、あのときね。だから、何かそれにかわるものはないかということで、先ほど質問しましたように、参与という形で置いたらどうかという話をしたんですね。だから、それを大半の合併協議会の意見の中で、やはりこれは苦労してしてくださいと、財源を持ち出すべきじゃないと言われたということを市長が知らないかもわからんと思って、私市長に言ったんです。こういうこともありましたよと。だから、こういうことに対してもちゃんとしていかなければ大変ですよという話をしたんですね。だから、今までの経過を聞いたんじゃないですよ。経過はそのとおりですよ。だから、参与でどうかと言うたでしょう。それも書いてあるでしょう。そのことを読んでください、読むなら。

それは財政的見地ですね、今の分が。だから、多額のあのときの状態の中で、じゃあ、

参与の話をしていたときに副市長の話をしたら、とてもじゃないけど、通っていないんです、合併協議会の中。そういう雰囲気だった。それを市長は知っておられないから私はそこで言ったんですから、そのことを市長に教えてくださいよ、逆に。

それから、これも市長に再質問しますけれども、誓約書をとらなければならないような人を推薦することになりますから、そのことについては、そうじゃないんだよという払拭をしてくださいと。市長じゃないですよ。市長が人選をするとき、その方から誓約書をとるんだよとブログに書いてあるように見えましたので、それはちょっとね、自分が自信と確信を持って議会に同意を求めるわけですから、そのことに対してとらなければならないというのは、そういう人を出すのかなという心配がありましたので、そのことを払拭していただきたいということです、部長、そこをちょっと訂正するなら訂正してください。私は市長に財政的見地を聞いておりますので、市長にまた、誓約書をとるということがかえって悪いんじゃないかという感じをしておりましたので、その2点について、まず私の最初の質問に答えていただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

確かに黒岩議員おっしゃいましたように、このときは相当議論があっているようでございます。今のような財政的なことも含めて、位置づけ等も含めて議論がございまして、その分については、確かに最終的にはまとめるという形で議事録に残すという形で進められたようでございます。この辺は確かにそういうことでございました。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

誓約書の観点につきましては、先ほども申したとおり、これは議会のみならず、市民に対して私の具約並びに市勢の発展についてお約束をするということで、私も書くということでございます。これをすることによって、私は市民の皆さんとよりその契約がはっきりするんじゃないかという心を込めて今回書いたものでございます。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

まず、市長に最初に申し上げたいと思いますけれども、確約というのは、市長の「具約42」ですか、素晴らしいものだと思いますけれども、この誓約、確約は議会とするべきで

あって、市長と助役というのは女房役と、そういうことになると思うから聞いたわけでございます。このことについては答弁は結構です、見解の相違でございますので。

確かに派閥問題は心配ないとおっしゃるかもしれませんが、知っておられたのは幸いですね。29年以前そういうことがあったと。もし知っておられなかったら、そういうことがあるんだよという危惧を申し上げたところでございます。しかし、必ずそういう二つの力が均衡しますと、そういう派閥のおそれがありますので、これから先は新しい武雄市でございますので、一新となってやっていかなければならないときに、そこで大きく失敗するようなことが心配でございますので、それも見解の相違で答弁は結構です。

財政の見地から、これはやっぱりあのときの協議会の中の雰囲気は市長には余り伝わってこないで、部長に再度申し上げたところでございます。やっぱりすごかったんですね。例えば、子育て支援、あるいは福祉問題、例外なく切り下げていくんですね、すべてがですね。そういう中で合併協議会をまとめ上げてまして、何とか1市2町でスタートしようかという赤裸々な考えで来ておるわけです。それこそ、文字どおり議会も血を流し、いろんな血を流しながら来たんですね。そういうときに、市長のところだけふえたのかと言われることによって、私は今まであなたが関西大学の誘致ですか、それから多くの企業を誘致した経験があるとおっしゃったのは、あなたの若さと行動力、あなたがみずから行くからこそよってできてきたものと、こういうふうに思っておりますので、（「市長が頑張ったけん」と呼ぶ者あり）いえいえ、そういうことではないです。ブログにはそうは書いてありません。ブログにはあなたが言われたと書いてありますので、そういうことはいいです、いいです。

議長（杉原豊喜君）

私語は慎んでください。

29番（黒岩幸生君）続

いいです。だから、そういうことで住民の気持ちを訴えられたと思いますので、申し上げたところでございますけれども、意見がかみ合わなければそれで結構でございます。あるんやったら言ってもいい。（発言する者あり）

議長（杉原豊喜君）

29番議員、答弁求めますか。

〔29番「いやいや、答弁はいいです。なけりゃいいですよ。ちょっと待ってください。ないならいい。やっぱり言った方がいいと思うんですよ、市長は。結構です。いいです」〕

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

おはようございます。第42号議案について質問いたします。

この収入役を廃止して助役2人制は、私も前からそういうのがあったらいいなと思って、

早い実現だったなと思っております。

それで1点、この中でまだ副市長制が認められていないということで、財務規則の専決に関する規定の改正によりということ、具体的な資料をもらいますと、決裁権限が50,000千円ですかね、いろいろありますけれども、上がったけど。上がったただけだったら、それは副市長なのかなと。ただ、助役の決裁権限の改正だけでいいような形になるんじゃないかなと思うわけです。それが、法改正までがそういう格好ということですが、法改正までは単にその決裁権限が上がっただけの仕事しかできないのか、その辺についてどうお考えなのか、お聞きしたいと思います。第1点目。

第2点目が、一方の助役といいますかね、外部の担当をする助役について大体3項目上げてありますけれども、3項目めにその他の市長が指示する重要な政策に関する事務と書いてありますけれども、これはもう就任と同時に市長の方から重要な事務が幾つか言われるのか、その辺の予定される重要な事務というのはどんなものがあるのか、それについてお聞きしたいと思っています。

第3点目として、呼称を副市長ということはいいいんですけれども、一方の副市長、もう一方の副市長というのでは、なかなか市民の方も言いつらいと思いますので、その辺のはっきりした呼称にプラスする呼称があるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

次に、市長が副市長2人に権限を委譲した分、市長に余裕が出てくると思うわけですが、その余裕の出た分で何をしたいのか、その点についてお聞きしたいと思います。

最後に、「具約42」に基づいてこの条例なんかが出ておりますけれども、以前にも市長の方にも御連絡をとっておりますけれども、まず市民の方で42の具約を知らない方がたくさんおるわけですね。だから、そこをまずは伝える方法を何か考えてからからということですかね、同時でもいいですけれども、そこを伝える必要もあるんじゃないかなというふうに思いますけれども、その点についてお聞きします。（「議案質疑やけん」「議案質疑ばせじにゃ、具約とは関係なからうもん」と呼ぶ者あり）具約からこれが来ているから。来てなければ別に……。（発言する者あり）

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

私の方から権限関係の分をお答えさせていただきます。

今、議員おっしゃいましたように、今回の具体的な権限委譲ということにつきましては、財務規則の支出負担行為区分及び支出命令区分を見直しまして、支出負担行為区分は従前の助役の上限のおおむね2倍というふうにしております。支出命令区分については、そのすべてを副市長決裁といたしております。これは参考資料として上げているとおりでございます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

まず、外部の外政担当の副市長に関してほかに委任する事項があるのかということであり、まずけれども、これは条例上、バスケットクローズでありますので、その時期に応じて私の方からも適宜指示をしていきたいというふうに思っております。

また、副市長の呼称の問題であります。これにつきましては、今のところ、私の議案提案でも申し上げましたとおり、外政担当、内政担当、あるいは対外的業務、あるいは対内的業務、これは呼称でありますので、より市民の皆さんになじんでいただける方向で私は考えていきたいというふうに思っております。

繰り返しになりますけれども、二つに切り分けるということについては、あとは呼称がついてくるものだというふうに思っております。

4番目の2人副市長制にすれば市長の余裕が出てくるのではないかとございませう。これは一般的に申し上げまして、市長に今まで余りにも権限が集中をし過ぎていまして、武雄市においては50千円余にわたる決裁も市長が判を押す、あるいはそういう類するものが多々ございました。これで市長が今求められておるトップマネジメントの構築は私は到底し得ないという観点から、市長が今まで持っていた本来市長が行うのはどうかなというものについて副市長に権限を委譲し、なおかつ私を助けていただきたい。したがって、その観点でいうと、より市長に求められている仕事に私は特化できるというふうに考えております。

それで、「具約42」でございませう。これにつきましては、私も自分のホームページ、ブログでも出してあります。今の作業形態におきましては、これを単に選挙広報者の樋渡啓祐個人ではなくて、あるいは市長個人じゃなくて、今、市役所の市政の具約ということで目下市役所同僚職員に細分化にわたって作業をしていただいております。この観点から、その時期に応じてまた適切な広報を考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

1番目の質問で、結局、新しい制度ができるまでは余り仕事ができないんじゃないかなと。その辺について、条例改正前と改正後というのがどのように変わっていくのかなというのを、お聞きしたつもりなんですけども。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私の方からお答えをいたします。

条例で既に提案をしていますとおり、私にとって最重要事項というのをまず条例で書いております。したがって、法規範が整う前に条例上の担保によってこれらのことができるものと考えております。

ただ、法令上の観点からできないものについては、財務規則等におおしたところでごさいます。実質的には仕事はきちんとやっていただける体制を条例の上で担保している、あるいは地方自治法の一部改正がそれを既に予定しておりますので、その規範にも合っているものと考えております。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

お諮りします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第42号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第42号議案に対する討論を開始いたします。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

第42号議案について反対討論を行います。

助役2人制度の提案については、先ほど質疑の中でも述べましたとおり、多額の財政負担を伴い、新武雄市の合併の趣旨にそぐわないものであること、二つには、市長はさきの選挙公約で市民に約束されたとおり、一時の停滞もなく、市長みずからが市民の先頭に立って前進路線を突っ走り、公約実現に邁進する義務を果たしてもらいたいこと、大きくは以上2点が反対の理由でございます。

助役1人をふやすということは、4年間で50,000千円以上の負担増となります。合併協議会席上の論議で、子育て支援や福祉問題など文字どおり心血を注ぎながら経費削減を激論してきた精神が水泡に帰してしまい、到底容認できるものではありません。また、助役2人制は経費増のみならず、過去の例が示すように、派閥抗争の温床になる可能性も指摘しておかなければならないと思ひます。新武雄市の前途を危惧する者の一人として、助役2人制は人口5万人くらいの武雄市にとって、今回は時期尚早の感があり、提案を見送り、白紙に戻すことこそが市民の期待にこたえる道だろうと考えるところでございます。

以上申し述べ、反対の表明をいたします。議員各位の良識ある行動を期待し、賛同されることを願ひ、反対討論を終わります。

議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

私は、第42号議案 武雄市助役定数を2名にするということについて、賛成の立場で発言をさせていただきます。

今、黒岩議員から今の武雄市の現状について大変な心配をして、まさに議員のかがみであるというふうに私思うわけであります。ただ、これからの武雄市の将来を見たときに、本当にどういうふうな行政のあり方にすべきなのかということは、やっぱりいろんな意見があるというふうに思うわけです。そういう中で、一つの機構の改革として副市長ということが今出されてきているわけであります。

もちろん、全国的に自治法の改正ということも国会で審議をされているようですが、そういう面では武雄市が一つの先取りをするということとあわせて、やはりこれからの武雄市、図らずも人口5万人ぐらいで副市長が2人も要するのかという話であります。しかし、人口5万人の大変財政力が厳しい、弱い武雄市であるがゆえに、私は助役2人というのが必要になってくるというふうに思うわけであります。

これは民間の企業でもそうありますが、すべて将来に向けての投資というのが一つは私には必要になるだろうと思います。現行の武雄市も大変財政基盤が弱い中で武雄の地域の経済力をどう高めていくのか、市民の皆さんの現状については皆さんが一番御承知のとおりだというふうに思うわけです。国民年金、あるいは国民健康保険、あるいは水道料、市民の皆さんに声を聞くと、やっぱりそういう問題が一番先が上がってくる。いわゆる生活の問題であります。そのことを全体的に考えていったとき、包括して考えられるのは、やはり地域の経済力をどう高めていくのか、そのことが今一番武雄市が考えるべきことだろうというふうに思うわけであります。

今回、そういう中で副市長の職務ということで企業誘致等の問題が提起をされている。まさに時期を失しない、適時な提起であるというふうに私は思うものであります。これから10年後、20年後、先の武雄市の行政のあり方を考えていったとき、今ここで私から考えれば少し遅きに失したぐらいあるというふうに思うわけでありますが、こういう制度、そして副市長のみならず、今の武雄市の行政すべてをやはり今の時代に合わせるといいますか、まさにこれから武雄市が将来に求められるであろう行政需要、課題に対応するものにつくり変えていただきたいというふうに思っているところであります。

その一方として、トップマネジメントという話が出されました。私はそういうことについては、本当に今市民が求めているところの一番大きなものであるというふうに思っております。

実は私もある これは樋渡市政ではありませんで、前の旧武雄市のときに市長の退職金の問題を議会報告の中で取り上げたことがあります。4年間でこれだけのお金がかかりますということでは、そのとき、私は当然市民の方は賛成をされるだろうというふうに思っていたわけでありますが、厳しく逆に指摘をされました。高木さん、問題はそれに見合う

だけの仕事をしてくれれば市民は何も文句言わんのですよと。そういうことも私は言えると。これもまた、市民の一つの声であるというふうに思うわけであります。

そういう面で財政の削減のみならず、逆に言うと将来の財政の力を再生していく、あるいは回復していくということも一つの大きな柱であるようでありますので、私はこの点について大変な賛成、大賛成ということで賛成をさせていただきたいというふうに思います。議員諸君の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。採決は御異議がありますので、起立により採決をいたします。

第42号議案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

ここで議事の都合により、午後1時20分まで休憩をいたします。

休	憩	12時1分
再	開	13時22分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6．第43号議案 平成18年度武雄市一般会計暫定補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第43号議案 平成18年度武雄市一般会計暫定補正予算（第1回）について補足説明申し上げます。

暫定補正予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

今回の補正は、4月9日から4月11日における豪雨により、土木施設及び農業用施設等が被災したことに伴う災害復旧に要する経費及び北方中学校屋内運動場大規模改造事業実施設計業務委託料の補正をお願いしております。このため、今回の補正は歳入歳出暫定予算の補正及び地方債の設定から成っております。

まず、第1条の歳入歳出暫定予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ62,259千円を追加し、補正後の総額を歳入4,553,444千円、歳出4,852,930千円とするものでございます。

それでは、内容について暫定補正予算説明書の方で説明させていただきます。

まず、歳入について説明いたします。暫定補正予算説明書の3ページでございます。

12款・分担金及び負担金から4ページの21款・市債までについては、農地農業用施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業に伴うそれぞれの歳入を計上しております。

今回の豪雨による被害の状況でございますが、農地及び農業用施設等の災害では、被害箇所が48カ所で被害額を46,094千円と見積もっております。土木災害では、被害箇所が14カ所で被害額を32,000千円と見積もっております。そして、12款・分担金及び負担金から21款・市債までの歳入については、国の査定率をいずれも80%としてそれぞれ見積もっております。

12款・分担金及び負担金では、農地農業用施設、農林地の災害復旧業務に対する事業に対する地元分担金として、事業費から県補助金及び市債充当額を控除した額の2分の1の額を計上しております。

14款・国庫支出金では、公共土木施設災害復旧費負担金として負担率を66.7%として計上しております。

次に、4ページの15款・県支出金では、農林業施設災害復旧費補助金として補助率を農業用施設災害分80%、農地災害分75%、農林地及び林道災害分50%として計上しております。

21款・市債では、農地農業用施設災害復旧事業債の充当率を補助裏の80%、公共土木施設災害復旧事業債の充当率を補助裏の100%として計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。暫定補正予算説明書の5ページでございます。

10款・教育費の4項・中学校費では、北方中学校屋内運動場大規模改造事業実施設計業務委託料を計上しております。同大規模改造工事を中学校の夏季休業期間を中心として実施するため、今回補正をお願いしております。

11款・災害復旧費では、1項・土木施設災害復旧費で市道及び河川の災害復旧事業の所要経費を、2項・農林施設災害復旧費で農地農業用施設など農林業施設の災害復旧事業の所要経費を計上しております。

14款・予備費では、財源調整のため、減額の補正を行っております。

次に、予算書の1ページに戻っていただき、第2条の地方債について御説明いたします。

地方自治法第230条第1項の規定に基づき借り入れる市債について定めるもので、今回は4ページに掲載しているとおりでございます。

内容については、歳入の21款・市債の説明で申し上げましたので、省略させていただきます。

以上、第43号議案 平成18年度武雄市一般会計暫定補正予算(第1回)についての補足説明でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(杉原豊喜君)

第43号議案に対する質疑を開始いたします。6番宮本議員

6番(宮本栄八君)〔登壇〕

質問させていただきます。

5ページの歳出、北方中学校屋内運動場大規模改造事業実施設計業務委託料ですけれども、学校をきれいにされるのは結構なことと思います。ただ、ここで北方中学校が先行して実施されるといふところの意図が私にはちょっと問題があるのではないかなと。

聞くところによると、何か旧北方町のときに3カ年計画になっていたということで、それに基づいてされているということですが、北方中学校の改築年度というのですかね、それは57年とか、そういう年度ではなかったかなと思うわけです。しかし、旧山内町にも旧武雄市にも昭和35年のやつとか、昭和34年のやつがあるわけですね。そこで、新市の中で整備計画をちゃんと立てられて、それに基づいて着手しなくてはいけないんじゃないかなと思うわけです。だから、何で新しい水が漏れているということであれば、武雄北中の図書室の上は漏れていますよね、そういう論理からすれば。だから、ちょっとこの箇所づけについて、何か全体の整備計画をもって、そこで優先順位を決めてすべきではなかったかということについて疑問に思いますので、お尋ねします。

議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

お答えを申し上げます。

北方中学校の大規模改修につきましては、旧北方町時代に平成17年度からの3カ年計画ということで着手をされております。合併協議の中で、これは第5回の合併協議会ですが、合併時に継続している事業については、現行のとおり新市に引き継ぐということで確認をされておりますので、この北方中学校の改修についても、まさにこれに該当するということになります。そういうことで、今回、実施設計をお願いしているものでございます。確かにほかにも古い校舎、それから屋体、多数ございますが、そういった事業で確認をされておりますので、今回、夏季休業中を利用して工事を行うと。

建設課の方とも協議をいたしました。大体工期に3カ月ほどかかるということで、できるだけ子供たちへの影響を小さくするというので、夏季休業中に着手できるように今回実施設計をお願いしているところでございます。

残る校舎等の改築につきましては、今後、まだ耐震調査をしていないところもございまして、そういったところを終えて、また、全体的に老朽度合い、また、耐震の状況、そういったところを踏まえて、総合的に今後検討していくということで考えております。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

今の答弁で、合併協議会に基づいて旧町の計画を引き継ぐと。引き継ぐのはいいんですよ。ただ、それを時期まで同時に引き継ぐのであれば、それでは、武雄市だって東川登の次は西

川登というのを、もう決めるところまでしていたけれども、合併があるから決めないであったということもあるわけですね。だから、その時期まで拘束されるのかどうかについてもう一度お聞きします。

議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

工事の時期につきましては、先ほど申し上げましたように、平成17年度から19年度までの3カ年事業でございます。この事業を遂行するに当たりましては、国庫補助事業を使ってやるわけですが、その申請も平成16年度中になされております。それに基づいて今回計画をするということでございます。

仮に事業期間中に穴をあけるといふことになりますといふと、国の補助から外れるといふ可能性もございます。

議長（杉原豊喜君）

4番松尾議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

2点だけ確認をさせていただきたいと思います。

1点は、先ほど豪雨災害が農林課の方で48カ所、46,094千円、それから建設課で14カ所、32,000千円という説明を受けましたけれども、すべての災害が48件だったのかどうか、14カ所だったのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

それと、北方中学校の屋内運動場の委託料を含めてですけれども、PFI方式で北方運動場の計画はされたのかどうか、御検討はされたのかどうか、確認だけをさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

松尾経済部長

松尾経済部長〔登壇〕

お答えいたします。

今回の災害で、農林災害につきましては48件でございますけれども、このほかに軽微な被害の箇所が幾らかあっておりますが、これにつきましては、災害の補助が受けられる対象となっておりませんので、その分はここに含めておりません。

議長（杉原豊喜君）

大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

お答え申し上げます。

建設部の方も今経済部の方が申しあげましたとおり、軽微な災害はほかにも出ております。ただ、今回出しておりますのは、先ほど経済部長も申しあげましたとおり、補助事業の対象になると査定を受けなければならない分を先行して出させてもらっておるところでございます。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

P F I 事業については検討いたしておりません。

議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

北方中学校の改築については、国庫補助金の方がもう既についていると。これはもう3カ年計画のあと2カ年もついているのか、今回の屋内運動場だけついているのかについて、ひとつお尋ねします。

もう1点、農業被害のことについてですけれども、箇所はわかるんですけれども、どの辺がどういうふうにとどの地域がやられているのか、ちょっとわかりません。その辺も我々は知っておく必要がありますので、説明をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

北方中学校の大規模改修でございますが、国の方に対しては3カ年の事業計画ということで提出をいたしております。

なお、補助金については単年度申請主義ということでございますので、ことしの分、来年の分がそれで幾らついているということではございません。単年度申請主義でございます。

議長（杉原豊喜君）

松尾経済部長

松尾経済部長〔登壇〕

お答えいたします。

先ほどお配りいたしました分で、全体の今回の災害の状況をお示しいたしておりますけれども、各地区の災害につきまして御報告を申し上げたいと思います。

まず、若木町でございますが、田が9カ所、道路が2カ所、水路が2カ所、13カ所の災害でございます。

それから、西川登町は田が3カ所、畑が2カ所、道路が3カ所、水路が2カ所、計10カ所

でございます。

それから、武内町でございますが、田が4カ所、畑が2カ所、道路が5カ所、水路が4カ所、頭首工が1カ所、それから農林地崩壊が1カ所、計17カ所でございます。

それから、山内町でございますけれども、田が2カ所、それから林道で1路線2カ所、計の4カ所でございます。

それから、朝日町は田が2カ所、畑の2カ所、計4カ所、合計いたしまして48カ所の災害ということになっております。

〔6番「議長、議事進行」〕

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

先ほど教育部長が申されたですね。国庫補助金は単年度だと。先ほど国庫補助金に穴をあけるわけにはいかないと、こう言われたですね。ということは、もうこれに国庫補助がついているということですよ。そこについての正確な答えをお願いします。

議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

お答えを申し上げます。

3年間の期間で国庫補助を受けて事業をやるということで、国の方では採択を受けております。国庫補助については、単年度事業分それぞれで適用されるので、その事業年度ごとに交付されると、そういう意味です。（「進行、進行」と呼ぶ者あり）

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

お諮りします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第43号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第43号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第43号議案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

追加議案の取り扱いについて議会運営委員会を開催していただきます。

暫時休憩をいたします。

休	憩	13時41分
再	開	13時56分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長から提出されました第44号議案及び第45号議案を追加上程いたします。

日程第7．第44号議案 助役の選任についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

第44号議案 助役の選任について御説明いたします。

企業誘致など対外的な業務を担当する副市長について、佐賀県人権・同和対策課参事大田芳洋氏の副市長就任を古川佐賀県知事をお願いしたところ、快く御承諾いただきましたので、同氏を副市長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により市議会の同意を求めるところであります。

大田氏は、昭和55年4月、佐賀県上級試験に合格され、総務部市町村課行政係長、教育委員会教職員課副課長、厚生部福祉課副課長などを歴任、その後、総務部市町村課副課長を経て佐賀市に派遣され、合併協議会支援職員として手腕を発揮されたところでございます。

以上のとおり、大田氏の政策能力、人柄につきましても、古川県知事の折り紙つきでございます。武雄市副市長として、必ずや市民の願いである元気な武雄市づくりに貢献していただけのもと思っております。

なお、副市長の任期についてであります。私はこの2年間を改革移行期間と位置づけており、大田副市長の任期は2年間と考えております。大田氏の詳しい経歴等につきましては、添付しております略歴のとおりであります。

以上であります。

議長（杉原豊喜君）

第44号議案に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

22番（平野・夫君）〔登壇〕

第44号議案について質疑を行いたいと思います。

先ほど副市長に予定されている方の紹介がありました。午前中の議会運営委員会では、佐賀県古川知事のお墨つきの人物だと。先ほどの提案では折り紙つきと、言葉じりをとるわけではありませんけれども、似たような話かなと思っております。

そこで、市長の副市長設置の提案理由の中に、国の第28次地方制度調査会の答申の中身を紹介されております。地方の自主性、自律性の拡大、これも午前中の議運の中で紹介されたところです。地方の自主性、自律性が大いに拡大をされ、権限もふえ、地方自治体としての

役割、これが尊重されるときにあって、古川知事に副市長の選任をお願いしたと。同時に古川知事のお墨つきの人が提案されております。これは整合性がとれるんですか。それが一つの質問であります。

もう一つは、特別職への派遣というのは、県の職員であれば辞職をしてこちらに派遣されるというふうに考えております。一般職の場合は辞職をせず職員の派遣はあり得ますね。そうしますと、午前中審議をした退職金制度にかかわっての問題ですけれども、辞職をすれば、その期間中、在任中の退職金が計算をされて、一たん支給されますね。これまでの合併前の武雄市の特別職の人選については、この20数年をとりましても、県職員退職者が過去に2人、助役として来られました。もう一つは、現職の県職員の方が特別職で3名、通算6年間ですけれども、派遣されて、任期2年でしたけれども、直ちに県に帰って新しい部署で仕事をされております。

そういうことを考えてみますと、武雄市のこれまでの特別職、長いこと、1人は県とのかかわりで進められてきたと。そうしたときに、樋渡市長が言う地方の自主性、自律性、新しい合併後の武雄市自治体の自主性、自律性というのが、県との関係、パイプ、これが強くなって本当に発揮できるのかという点での疑問が残りますので、答弁をお願いしたい。

と同時に、先ほどの退職金に戻りますけれども、一たん県職員としての在任期間中の退職金が精算されます。任期は2年だと言われている。任期2年の退職金というのは先ほど提案されている内容ですけれども、これは以前、新聞報道もありましたけれども、その2年間については退職金を出さないと。また県に戻るわけですから、通算されるかどうかわかりませんが、という答弁がっております。それは今、旧武雄市の認識といたしますか、一致点といたしますかね、そういう認識でございましたので、そこら辺をどう考えておられるのか、答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

まず、県の現役職員で地方分権等との整合性がとれるかという御質問があったと存じます。

この観点につきましては、私は対外的業務の第1の柱に企業誘致を掲げております。企業誘致と申しますのは、県の制度がなければ、なかなか市だけでは無理だというところがあります。これは私の高槻市における経験から即しても、私の経験を踏まえてそのように考えております。したがって、地方分権と県のパイプでありますけれども、基本的に県とのパイプがあるからといって地方分権を阻害するという観点には私は立脚をしておりません。

2点目の退職金の問題であります。県との関係の御質問があったと推察しますけれども、退職金は支払わない、このように考えております。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野・夫君）〔登壇〕

そうしますと、経済特区の関係でいえば、武雄市が経済特区の申請をして、そして、三つの条件をクリアしていますね。一つは、企業誘致に関する経済特区の中で上限25,000千円でしたね、固定資産税の免除、それから工業用水の無料、それからもう一つは、緑の整備事業に対して25,000千円を上限として支払うと。この三つを経済特区として申請していますね。これは継続されていくんだろうと思うんですけども、そうでありますと、もう一人の副市長というのは、いわば企業誘致を中心にして、もちろんこれは雇用の拡大、経済の活性化ということにつながっていくでしょうけれども、それだけではないですね。それだけではない。さきに武雄市に導入されている高架事業も県が主体としてやってこられておりますし、県の古川知事の考え方の中には新幹線の問題も極めて明確に路線含めて出てきておりますね。そういう点では、県とのパイプが強くなる。自主性を損なうことにならないというふうに市長答弁されましたけれども、そういった意味では本当に武雄市が自治体としてしっかり県に物を言っていく。県の事業がたくさん来ますからね。そういう点で果たしてどうなのかなという心配の危惧があるからさっきの質問をしたところです。

もう一度答弁をお願いしたいんですけど、もう一つは退職金を出さないと。これが同意されたとして退職金を出さないとというふうに答弁されたので、確認しておきたいんですけども、それ間違いないですね。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

まず、県職員の件の御質問にお答えしたいと思います。

この件に関しましては、私が古川知事をお願いしたのは、企業誘致、あるいは対外的な情報発信についてふさわしい人物が欲しいということをお願いをしたところであります。その上で、私は市長並びに執行部、あるいは議会の主体性があれば言いなりにはならないというふうに思っております。県のいいところ、市のいいところを合算して、元気な武雄市を目指してまいりたいというふうに思っております。

退職金につきましては、先ほどお答えしたとおり、県の職員が2年間経られて帰られるといったときには、支払う予定はしておりません。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

副市長の件ですが、市民は大きな期待を持って、この副市長の話を私にもされました。多分、ひょっとすれば高槻市から連れてこられるんじゃないだろうか、民間からスペシャリストを連れてこられるんじゃないだろうかというような声も聞いたわけですね。私は聞いたわけですね。そこで、これを見たら県の方ということで、県の方がいかんということじゃないですけども、この副市長の一番の中心は企業誘致じゃないかなと思うわけですね、先ほど言われた。知事の方がこの人が企業誘致にはぴったりだと言われたということですけども、この経歴を見れば、情報発信とか、企業誘致とかはないわけですね。私たちも同意するに当たって、いや、この経歴を見てあなたたち議員も同意したんでしょうと、この経歴で企業誘致の一つや二つはできると思って同意したんでしょうと言われたときに、いまいち確信が持てるところがあるわけですね。それで、市長がいや、これでも企業誘致を絶対できるというふうに思われたところについてお尋ねしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

御質問にお答えいたします。

企業誘致、工場誘致につきましては、私の経験を踏まえて申し上げますと、私も私の経歴上、そういったことはしたことがありません。これにつきましては、極めて実務能力の問題であると。あるいは政策立案能力が特に企業誘致にあってはあるものであります。条例の改正であるとか、補助金と条例のスキームの整合性であるとか、これは基本的に実務能力がないとなかなかしづらい部分があります。これは私の経験を踏まえてそうでございます。

したがいまして、私を補佐する副市長として実務能力がきちんとある方、あるいは市町村合併においてきちんと説明をする副市長を私は求めておるところでございます。したがいまして、経歴等々からお話がありましたけれども、実務能力、あるいは対外的な説明の能力に関しては、私は申し分ないと、このように考えております。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野・夫君）〔登壇〕

先ほど質問していたんですけども、特別職で派遣される場合には県職員を辞職してこなければならぬと、これは事務方の方に確認をしておきたいんですけども、条例の施行というのは、第42号議案では平成18年5月23日から施行すると、定数条例はですね。本人への同意が前提になりますけれども、辞職してこなきゃならないということと、一般職の場合は辞職しなくてもいいというその取り扱いについては間違いありませんか。そして、何日付を

もって辞職されるようになっているのか、それは本人に伝えなきやいかん問題でしょうから、答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

きょう議決をいただきますと、御連絡をいたしまして、きょう付で辞職をされるということになるかと思えます。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

お諮りします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第44号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第44号議案に対する討論を開始いたします。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

討論省略でもよかったわけでございますけれども、今のような状態でありますと、討論させていただきます。

と申しますのも、私は第44号議案にまず反対いたします。

さきの第42号議案 助役の2人制度について、私は制度そのものについて反対の態度をし、討論したところでございます。そのような理由から、第44号議案、第45号議案については同じ理由で反対いたします。どうぞよろしく申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。採決は御異議がありますので、起立により採決いたします。

第44号議案 助役の選任について同意を求める件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、第44号議案、すなわち大田芳洋氏を助役に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決定いたしました。

日程第8．第45号議案 助役の選任についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

第45号議案 助役の選任について御説明いたします。

主に対外的な業務以外の内政を担当してもらおう副市長につきましては、長らく旧武雄市に勤務し、行政経験も豊富である古賀滋氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により市議会の同意を求めるものであります。

古賀氏は、昭和39年6月、武雄市職員に採用され、市長公室企画第二係長、文化会館事務局次長、杵藤地区広域市町村圏組合事務局長、総務課長、財政課長、教育部長、総務部長を歴任されたところであります。平成12年4月から合併するまでの間、収入役としてその手腕を発揮され、その経歴から内政担当の副市長として適任の人材であると考えております。

なお、古賀副市長の任期についてであります。古賀副市長の任期につきましても、大田副市長と同じく2年間を考えております。古賀氏の詳しい経歴等につきましては、添付しております略歴のとおりであります。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

第45号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第45号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第45号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

採決いたします。採決は御異議がありますので、起立により採決いたします。

第45号議案 助役の選任について同意を求める件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第45号議案、すなわち古賀滋氏を助役に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本臨時会の全日程は終了いたしました。

これもちまして、平成18年5月武雄市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 14時15分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議長 杉原豊喜

” 副議長 牟田勝浩

” 議員 浦泰孝

” 議員 大河内 智

” 議員 上野淑子

会議録調製者 緒方正義